

覚 書

新潟市（以下「甲」という。）及び公益財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下「乙」という。）は、新潟市民芸術文化会館（以下「りゅーとぴあ」という。）のレジデンシャル制度について次のとおり覚書を締結する。

1 レジデンシャル制度の定義

乙が実施主体となり、専属契約を締結したアーティストが本市に居住しながら、目標の実現に向けて、りゅーとぴあを拠点に年間を通して創造活動等を行い、創造された舞台芸術作品をりゅーとぴあ及び国内外において公演等を行うとともに、市民の文化芸術活動の振興に貢献する継続的な取り組みをいう。

2 レジデンシャル制度の目標及び基本方針

乙が長年培ってきた経験知や文化芸術関係者・団体との関係性を生かした質の高い舞台芸術作品の創造・発信による「プレゼンスの向上」と、市民との交流や舞台芸術の普及啓発、次代を担う人材育成などの「市民の文化芸術活動への支援」を車の両輪として取り組んでいく。

また、併せて、国内他館との交流や本市の舞台芸術活動を支える人材等の活用と育成を通じて、地方都市から舞台芸術を創造発信する取り組みの「全国の劇場・音楽堂への波及」を推進する。

目標	基本方針
りゅーとぴあ及び新潟市のプレゼンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆質の高い舞台芸術作品の創造・発信 ◆本市独自の多様な文化を活用
市民の文化芸術活動への支援と新たな鑑賞者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や地元の様々な団体等との交流・連携 ◆舞台芸術の普及・啓発・人材の育成
地方都市から舞台芸術を創造・発信する取り組みの波及	<ul style="list-style-type: none"> ◆国内他館との協力関係の構築 ◆舞台芸術に携わる本市のクリエイティブ人材等の活用

3 甲及び乙の果たす役割

甲及び乙の果たす役割を明確にし、協力して制度の効果が多方面にもたらされるよう取り組む。なお、詳細については甲、乙協議のうえ別途定めるものとする。

新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ◆目標・基本方針の設定 ◆活動拠点及び事業費の一部を継続的に支援 ◆市の施策への有効活用
(公財) 新潟市芸術文化振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ◆レジデンシャル制度に基づく取り組み（以下「レジデンシャル事業」という。）の実施体制の構築 ◆レジデンシャル事業の実施

4 舞台芸術分野の選定

甲、乙はレジデンシャル事業の分野として「舞踊」を選択するものとする。ただし、今後、リゅーとぴあの運営方針等によって、甲、乙協議のうえ他分野へ変更することができるものとする。

5 事業計画の策定

乙は、本制度の目標及び基本方針に基づいた事業計画を策定し、甲の確認を得るものとする。

6 事業の評価方法

甲、乙は本制度の目標の達成状況を測るために、レジデンシャル事業実施における芸術監督（以下「レジデンシャル芸術監督」という。）の意見を参考にアウトカム指標を定め、乙は1年ごとに自己評価を行った後、甲及び外部有識者からの意見聴取を経て事業評価を行い、結果を公表する。なお、要求水準が達成されていないと評価された場合は、以後の事業について協議するものとする。

7 レジデンシャル芸術監督の任期及び上限年数

レジデンシャル芸術監督の任期は1期5年以内とし、2期10年を上限とする。

8 レジデンシャル芸術監督の任期更新の判断方法

3年間の事業評価を踏まえ、4年目（最終年の1年以上前）に、甲及び外部有識者からの意見を参考に乙が決定する。なお、任期を更新した場合には、通算して8年目に次期レジデンシャル芸術監督の選定を行う。

9 活動拠点及び財政上の支援

甲は乙及びレジデンシャル芸術監督がレジデンシャル事業を実施するにあたって、リゅーとぴあの次に掲げる施設の占用を承認するとともに、事業費の一部を継続的に支援する。

ただし、スタジオBについては市民等の利用機会を確保するため、占用期間は年間10か月間を目途とする。

- ・スタジオB
- ・練習室7
- ・練習室8

10 市の施策への有効活用

甲は、甲、乙及びレジデンシャル芸術監督等が出席する会議等を通じて、甲が行うイベント等の情報を提供するとともに、甲の広報媒体を活用した広報活動の実施や、関係各課との連携などを行うことにより、市の施策へ有効に活用するものとする。

1 1 次期レジデンシャル芸術監督の選定

次期レジデンシャル芸術監督の選定は、甲及び外部有識者等からの意見を参考に乙が行うものとする。

1 2 レジデンシャル制度の検証と改善

甲は本制度を持続的に発展・成熟させるために、本制度の成果と課題について、レジデンシャル芸術監督の任期更新及び次期レジデンシャル芸術監督選定の際に検証を行い、乙と協議のうえ改善を図る。

1 3 レジデンシャル制度の実施

本制度は、令和4年4月から順次実施し、令和4年9月から完全に実施する。

令和3年11月24日

甲 新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市
新潟市長 中原 八一

乙 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1
西堀六番館ビル5階
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
理事長 徳永 健一